

㊦

新座市日中サービス支援型指定共同生活援助事業実施状況等に係る新座市
地域自立支援協議会への報告等に関する実施要綱

(令和 7 年 3 月 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「運営基準」という。）第 213 条の 10 第 6 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る協議会等への報告及び協議会等による評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会への実施状況等の報告)

第 2 条 市内に所在する運営基準第 213 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助（以下「サービス」という。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、新座市地域自立支援協議会条例（平成 26 年 3 月 25 日条例第 8 号）第 1 条に規定する新座市地域自立支援協議会（以下「市協議会」という。）に対し、市協議会が別に定める期日までに、サービスの実施状況等を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告（以下「実施状況等報告」という。）は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況に係る市町村協議会等への報告書、評価・報告シート及び日中サービス支援型指定共同生活援助の 1 日の活動スケジュールにより行い、事業所内各部屋と外観の写真を添付する。

3 実施状況等報告は、年に 1 回以上を目途として、定期的に行うものとする。

(市協議会からの評価)

第 4 条 市協議会は、実施状況等報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、当該実施状況等報告をした事業者を評価するものとする。

2 市協議会は、評価をするに当たり、必要があると認めるときは、実施状況等報告をした事業者を訪問し、追加書類を求め、又は市協議会の会議に出席してサービスの実施状況等に係る説明をするよう求めることができる。

3 市協議会は、評価後、事業者に対し、評価の結果を示すとともに、必要に応じて要望又は助言を付するものとする。

4 評価並びに前項の規定による要望及び助言（以下「評価等」という。）は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等評価結果報告書により行う。

⑤

5 事業者は、評価等の内容を尊重し、当該事業における質の向上に努め、必要がある場合は、評価等に基づく改善点等を市協議会に報告（以下「改善等報告」という。）する。

6 前項に規定する改善等報告は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等評価後の取組内容等報告書により行う。

（県、県協議会及び市協議会への報告）

第5条 市協議会は、評価等及び改善等報告等を取りまとめの上、年に1回以上、埼玉県及び埼玉県自立支援協議会設置要綱第1条に規定する埼玉県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る報告書により行う。

3 市協議会は、第1項による報告を受けた県協議会から助言等を受けた場合は、これを尊重し、次回以降の評価等の質が向上するよう努めるものとする。

（記録の保存及び公表等）

第6条 事業者は、実施状況等報告、評価等及び改善等報告に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項に規定する記録及び事業の運営状況等を積極的に公表するよう努めるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他事業の実施に関し、必要な事項は、総合福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。